

第11号議案

愛南町税条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町税条例の一部を改正する条例
愛南町税条例(平成16年愛南町条例第57号)の一部を次のように改正する。
第51条第2項、第71条第2項、第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項中
「納期限前7日まで」を「納期限まで」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月8日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

愛媛県市町連携推進本部会議において、町税の減免申請期限に関する方針が示され、納税者の利便性向上を図るため。

愛南町税条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第50条 略 (町民税の減免)</p>	<p>第1条～第50条 略 (町民税の減免)</p>
<p>第51条 第1項略</p>	<p>第51条 第1項略</p>
<p>2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日までに</u>次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限まで</u>に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>第52条～第70条 略 (固定資産税の減免)</p>	<p>第52条～第70条 略 (固定資産税の減免)</p>
<p>第71条 第1項略</p>	<p>第71条 第1項略</p>
<p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日までに</u>、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限まで</u>に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(5) 略</p>	<p>(1)～(5) 略</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>第72条～第88条 略 (種別割の減免)</p>	<p>第72条～第88条 略 (種別割の減免)</p>
<p>第89条 第1項略</p>	<p>第89条 第1項略</p>
<p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日までに</u>、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限まで</u>に、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(8) 略</p>	<p>(1)～(8) 略</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p>	<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p>
<p>第90条 第1項略</p>	<p>第90条 第1項略</p>
<p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日までに</u>、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下こ</p>	<p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限まで</u>に、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下こ</p>

現行	改正案
<p>の項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日まで</u>に、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 略 以下 略</p>	<p>の項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限まで</u>に、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 略 以下 略</p>